

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

開 催 日 時	令和3年10月7日（木） 午後2時00分 ～ 午後3時30分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主 要 議 題	(1) 金額審議について (2) その他		
議 事 要 旨	(1) 金額審議について ○使用者側より引上げ額5円の提示。 根拠は、歩み寄り。 最賃のダブルスタンダードに違和感があり、別個の最賃の必要性に疑義を持っていることから県最賃に近づけていくべきと考えている。 ○労働者側より歩み寄り引上げ額30円の提示。 根拠は、宮城県最低賃金の引上率3.39%を掛けて算出。影響率は5%台で、県最賃の影響率の1/3にも満たず、企業として十分吸収できる。 ○使用者側より引上げ額10円の提示。 根拠は、諸般の事情を総合的に勘案し歩み寄った。 ○労働者側より改めて引上げ額30円の提示。 それなりの根拠に基づいた数字を基に審議するのが専門部会。 歩み寄りという根拠のない数字を示されても下げる気はない。 ○合意に至らず。 (2) その他 事務局より、第3回目の審議日程について説明があった。		